岐阜県公衆浴場法施行条例の一部改正(案)

1 条例改正の概要

公衆浴場の衛生及び風紀に関する営業者の講じなければならない措置について、以下のとおり見直しを行うものである。

2 改正内容

(1) 混浴制限年齢の引下げ

厚生労働省は、厚生労働科学特別研究の研究成果やパブリックコメントの結果等を踏まえ、「公衆浴場における衛生等管理要領」に定める男女の混浴制限年齢の目安の改正を行った。

当該要領の改正趣旨を踏まえ、混浴制限年齢を12歳以上から7歳以上へと引き下げる。

(2)窓の設置要件の廃止

昭和24年の条例制定当初より窓の設置要件を規定しているが、時代の変化に 伴い浴場施設は多様化しており、また、採光は人工照明の代替措置により照度 確保が十分可能となっていることから、採光のための窓の設置要件を廃止する。

3 施行予定日

混浴制限年齢の引下げは、令和4年4月1日 窓の設置要件の廃止は、公布の日(令和3年10月予定)